

(仮称)文京区男女平等参画推進条例の基本的な考え方

1 条例制定の背景・趣旨

文京区では、平成13年に「文京区男女平等参画推進計画」を策定して、男女平等施策に取り組み、あらゆる分野への男女平等参画を着実に推進してきました。

しかし、今なお性別による固定的な役割分担意識や社会の慣習は存在しており、誰もが性別を問わず、個性と能力を發揮していきいきと暮らせる男女平等参画社会の実現には、さらに継続的な取組が必要です。

平成23年の計画改定に際して実施した「文京区男女平等参画に関する区民意識調査」では、文京区に男女平等参画の施策の基礎とする条例が必要との回答が43.9%で、必要でないとの回答21%を上回ったことから、条例の検討が平成23～27年度の計画事業となり、これまで条例の内容等について検討を行ってきました。

区では、今まで区が積み上げてきた考え方や施策の位置づけを明確にし、今後の施策を進めていく上での支えとなる、文京区にふさわしい条例の策定を目指しています。

このたび、文京区男女平等参画推進会議の意見を参考に、条例の基本的な考え方をまとめたものです。

2 目的

男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女平等参画社会を実現することを目的とします。

※男女平等参画とは

男女が、性別に関わりなく、個人として尊重され、対等な立場で社会のあらゆる活動に参画する機会が確保されることにより、その個性と能力を發揮し、喜びも責任も分かち合うことをいいます。

3 基本理念

男女平等参画を進めていくための基本的な考え方は、次のとおりです。

- ① 男女が、個人として尊重され、性別による差別的な取扱いや暴力を受けないこと。
- ② 男女が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に發揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- ③ 男女が、性別に関わらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- ④ 学校教育、生涯学習その他あらゆる教育の場において、男女平等参画社会を支える意識の形成に向けた取組が行われること。
- ⑤ 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動の責任を分かち合うとともに、家庭生活と職場、地域における活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。

- ⑥ 男女が、妊娠、出産等に関して互いに理解を深め、尊重し合い、共に生涯にわたり健康な生活を営めること。
- ⑦ 男女平等参画の推進は、国際社会及び国内の取組を理解して行うこと。

4 責務

男女平等参画を進めていくために、区が行うべきこと又区民や事業者が取組むべきことは、次のとおりです。

① 区の責務

- ・基本理念に基づき、男女平等参画を推進する施策を策定し、総合的計画的に実施するために適切な措置を講じること。
- ・男女平等参画を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体、その他関係機関等と連携し、協力をすること。

② 区民の責務

- ・男女平等参画について理解を深め、あらゆる分野の活動において男女平等参画を推進するように努めること。
- ・区が実施する男女平等参画を推進する施策に協力するように努めること。

③ 事業者の責務

- ・男女平等参画について理解を深め、その事業活動において男女平等参画を推進し、男女が家庭生活と職場、地域における活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるように努めること。
- ・区が実施する男女平等参画を推進する施策に協力するように努めること。

※区民とは

区内に在住、在勤及び在学の個人をいいます。

※事業者とは

営利、非営利に関わらず、区内で事業活動を行うものをいいます。

5 禁止及び配慮する事項

性別に関わる人権侵害等として、禁止または配慮を求める事項は次の通りです。

- ① 性別による差別的な取り扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他性別に起因する人権侵害を行ってはならない。
- ② 情報の公表に当たっては、性別による人権侵害又は固定的な役割分担を助長し、又は是認させる表現を用いないよう配慮しなければならない。

6 基本的施策

男女平等参画を進めていくために、区が行う基本的な施策は次のとおりです。

① 計画の策定と年次報告

- ・男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定し、速やかに公表します。

- ・推進計画の策定又は変更に当たっては、あらかじめ文京区男女平等参画推進会議の意見を聴きます。
 - ・推進計画に基づく男女平等参画施策の実施状況について、毎年報告書を作成し、公表します。
- ② 教育、意識啓発、情報提供
- ・男女平等参画の推進について、学校教育、生涯学習を始めとするあらゆる教育及び意識啓発を通じて、区民及び事業者の理解を深めるように努めます。
 - ・男女平等参画の推進に関し、必要な調査研究、情報収集及び提供に努めます。
- ③ 家庭生活と社会活動の両立
- 区民が性別を問わず、家庭生活と仕事、地域活動等について、やりがいや充実感を感じながらその活動の責任を分かち合うとともに、多様な生き方が選択及び実現できるよう支援に努めます。
- ④ 意思決定過程への参画
- 区長の附属機関等の委員の男女構成について、推進計画に目標値を定め、男女が施策の立案及び決定の過程に参画する機会の均衡を図ります。
- ⑤ 拠点施設
- 男女平等参画の推進に関する施策を実施し、区民と事業者の男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点施設を定めます。
- ⑥ 苦情の申出への対応
- 区が実施する男女平等参画の推進に関する施策又は男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、区民と事業者からの苦情申出に対して、適切に対応できる仕組みを作ります。
- ⑦ 男女平等参画推進会議
- これまで要綱で設置されていた文京区男女平等参画推進会議については、男女平等参画を推進するための区長の附属機関として、条例において位置付けます。

7 スケジュール

○これまでの経緯

平成24年10月～平成25年1月 男女平等参画推進会議で意見書作成
 平成25年2月 区議会第1回定例会に「区のお考え方」報告

○今後の予定

平成25年3～4月 パブリックコメント実施
 5～9月 条例案作成
 10月 区議会第3回定例会に「条例案」提案
 11月 条例施行